



印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省 令〕

- 厚生労働省関係構造改革特別区域法
第二条第三項に規定する省令の特例
に関する措置及びその適用を受ける
特定事業を定める省令及び障害者自
立支援法に基づく指定障害福祉サー
ビスの事業等の人員、設備及び運営
（厚生労働六八）
- 砂糖及び豆粉の価格調整に関する
法律施行規則の一部を改正する省令
(農林水産三五)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律第六十一条の二
第四項に規定する製鍊事業者等にお
ける工場等において用いた資材その
他の物に含まれる放射性物質の放射
能濃度についての確認等に関する規
則の一部を改正する省令
(経済産業二七)
- 本府監理金融商品取引業者等を指定
する件の一部を改正する件
(金融庁六八)

- 東日本大震災に伴う地方公共団体の
議会の議員及び長の選挙期日等の臨
時特例に関する法律第一条第四項の
規定に基づき、同条第一項又は第二
項の規定の適用を受ける指定市町村
以外の市町村のうち東日本大震災の
影響のため公職選挙法第三十三条第
一項若しくは第二項又は第三十四条
第一項の規定により選挙を行うべき
期間においては選挙を適正に行うこ
とが困難と認められる市町村を指定
する件（総務二〇八）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登
録政治資金監査人名簿に登録した者
を公告する件
(政治資金適正化委三三)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定による技能実習を
監理する団体及び出入国管理及び難
民認定法第七条第一項第二号の基準
を定める省令の表の法別表第一の二
の表の技能実習の項の下欄第一号口
に掲げる活動の項の下欄第二十九号
の規定による技能実習を定める件の
一部を改正する件（法務二七七）
- 出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定に基づき監理団体
を定め、出入国管理及び難民認定法
第七条第一項第二号の基準を定める
省令の表の法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第一号口に掲げる
活動の項の下欄第二十九号の規定に
基づき技能実習を定める件の一部を
改正する件（同二七八／二八一）

- キルギス共和国における「出入国管
理システム近代化計画」のための贈
与に関する日本国政府と国際移住機
関との間の書簡の交換に関する件
(外務一九一)
- 財務省の保有する行政文書の開示に
係る手数料の納付を事務所において
現金でできる事ができる事務所を定
める件の一部を改正する件
(財務一八三)
- 財務省の保有する個人情報の開示に
係る手数料の納付を事務所において
現金でできる事ができる事務所を定
める件の一部を改正する件
(同一八四)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基
準に基づき厚生労働大臣が定める掲
示事項等の一部を改正する件
(厚生労働一七五)
- 薬事法施行令第八十条第二項第五号
の規定に基づき厚生労働大臣が指定
する医薬品の種類等の一部を改正す
る件（同一七六）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害
福祉サービス等及び基準該当障害福
祉サービスに要する費用の額の算定
に関する基準の一部を改正する件
(同一七七)

- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及
び利用の促進のための低潮線の保全
及び拠点施設の整備等に関する法律
施行規則第三条に規定する国土交通
大臣が徴収する占用料及び土砂採取
料を定める告示の一部を改正する件
(同二七三)
- 建築基準法の規定に基づく指定確認
検査機関の確認検査の業務を行う事
務所の所在地を変更した件
(同二七四)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一一〇)
- 公有水面埋立法施行令第三十二条第
一項の甲号港湾及び乙号港湾を指定
する告示の一部を改正する件
(同五七二)

(以下次のページへ続く)

第二号の表の有限会社四国ハ二」の項中「布はく縫製」を「布はく縫製、婦人子供服製造」に改め、同表に次のように加える。

株式会社晃立	岡山県倉敷市児島柳田町二千四百七十五番地の一	婦人子供服製造
--------	------------------------	---------

○法務省告示第二百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日
法務大臣 江田 五月
第二号イの表に次のように加える。

株式会社アイメタルテクノロジー	茨城県土浦市北神立町四番二	鋳造
-----------------	---------------	----

○法務省告示第二百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日
法務大臣 江田 五月
第二号イの表に次のように加える。

有限会社カーサポート	埼玉県さいたま市緑区大字大門四千二百十番地	塗装
------------	-----------------------	----

株式会社ニシモト	岡山県倉敷市連島町連島千九百五十五番地の二	機械加工
----------	-----------------------	------

有限会社エイアンドエフ	宮崎県児湯郡川南町大字川南五千百九十九番地千十七	耕種農業
-------------	--------------------------	------

○法務省告示第二百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日
法務大臣 江田 五月
第二号イの表に次のように加える。

サンカブセル株式会社	静岡県静岡市清水区入江三千百十番二十一	工業包装
------------	---------------------	------

○法務省告示第二百八十九号	静岡県静岡市清水区入江三千百十番二十一	工業包装
---------------	---------------------	------

○法務省告示第二百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日
法務大臣 江田 五月
第二号イの表に次のように加える。

茂木輝久	群馬県太田市大館町千三百六十二番地一	耕種農業
------	--------------------	------

○外務省告示第百九十一号
平成二十三年五月三十日ビシュケクで、キルギス共和国における「出入国管理システム近代化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 出入国管理システム近代化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2 署名者 平成二十三年六月一日 財務大臣 野田 佳彦

3 2 贈与額 一億三千百万円

署名者 平成二十三年六月一日 外務大臣 松本 勤明

署名者 平成二十三年六月一日 調整官並在キルギス事務所長

署名者 平成二十三年六月一日 国際移住機関側

署名者 平成二十三年六月一日 行政機関側

署名者 平成二十三年六月一日 財務省告示第百八十三号

署名者 平成二十三年六月一日 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

署名者 平成二十三年六月一日 行政機関の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

署名者 平成二十三年六月一日 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

署名者 平成二十三年六月一日 行政機関の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

署名者 平成二十三年六月一日 厚生労働省告示第百七十五号

署名者 平成二十三年六月一日 別表第6中第1部を削り、第2部を第1部とする。

署名者 平成二十三年六月一日 別表第8に第7部として次のように加える。

署名者 平成二十三年六月一日 第7部 内用書類 (6)

署名者 平成二十三年六月一日 厚生労働大臣 細川 律夫

署名者 平成二十三年六月一日 斧ヤノーム袋0.5%

署名者 平成二十三年六月一日 厚生労働省告示第百七十六号

署名者 平成二十三年六月一日 薬事法施行令

署名者 平成二十三年六月一日 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

署名者 平成二十三年六月一日 法務大臣 江田 五月
第二号イの表に次のように加える。

現金でできる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日 財務大臣 野田 佳彦
横浜税關小名浜税關支署の項中「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八-12」を「福島県いわき市小名浜字船引場十九」に改める。

平成二十三年六月一日 財務大臣 野田 佳彦
横浜税關小名浜税關支署の項中「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八-12」を「福島県いわき市小名浜字船引場十九番」に改める。

平成二十三年六月一日 財務大臣 野田 佳彦
横浜税關小名浜税關支署の項中「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地二」を「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地二」に改める。

